

令和8年高島市教育委員会第2回臨時会会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和8年3月30日（月）
開会 午後2時00分 閉会 午後2時30分
- 2 開催場所 高島市役所新館2階 教育委員会室
- 3 会議次第
教育長あいさつ
議第19号 高島市学校給食献立検討および物資選定委員会設置要綱案
議第20号 高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱および解嘱について
議第21号 小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について
議第22号 高島市教育委員会事務局職員等の人事について
議第23号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案
報告第7号 高島市高島B&G海洋センターの開館時間の変更について
報告第8号 高島市今津屋根付き運動場サンルーフ今津ほか3施設の開場等の時間変更について
- 4 出席委員
川島教育長、橋本委員、高木委員、森委員、地村委員
- 5 事務局出席者
饗庭教育総務部長、川原林教育指導部長、赤水スポーツ振興部長、吉原教育総務部次長（社会教育課長取扱）、中川教育総務部次長（図書館長取扱）、野崎スポーツ振興部次長（国スポ・障スポ大会推進課長取扱）、保木教育指導部次長（学事施設課長取扱）、前田教育総務課長、山本文化財課長、佐藤文化ホール館長、加藤市民スポーツ課長、保木学校教育課長、上原マキノ小学校建設課長、横井川学校給食課長、林教育総務課参事、中村教育総務課主任
- 6 会議を傍聴した者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

議事の経過

開会 教育長が第2回臨時会の開会を宣言

会議録の署名委員の指名 高木委員、地村委員

議題の公開／非公開 議第21号および議第22号非公開

議第19号 高島市学校給食献立検討および物資選定委員会設置要綱案

【説明】 横井川学校給食課長

本件は、高島市学校給食献立検討および物資選定委員会設置要綱を定めることについて、議決を求めるものである。

近年の物価高騰により、献立の作成や食材料の選定などが課題となっていること、保護者や教職員等の関係者の理解を得ていく必要があることを踏まえ、献立に関する事項を協議するとともに、安全で良質な物資を適正に選定するため、令和8年度から当該委員会を設置するものである。

委員の構成については、保護者、学校給食主任、栄養教諭または栄養士、学校給食調理業務を代表する者、教育委員会事務局職員で組織する。

【質疑等】

○橋本委員

様々な立場の方の意見を聞くことができるので、委員には、適切に情報提供を行い、学校給食に対する理解が深まることを期待する。

【採決】 可決

議第20号 高島市マキノ小学校開校準備協議会委員の委嘱および解嘱について

【説明】 前田教育総務課長

本件は、高島市マキノ小学校開校準備協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、委嘱をしている委員のうち、PTA等の役員改選により、4名の委員を解嘱し、後任に同じく4名の委員を委嘱することについて、議決を求めるものである。

なお、マキノ西こども園の保護者を代表する者として委嘱していた垣貫氏は、小学校の保護者を代表する者と兼ねておられるので、引き続き、委員を務めていただく。

任期は、前任者の残任期間とし、令和8年4月1日から開校日の前年度の3月31日までである。

【質疑等】 なし

【採決】 可決

議第21号 小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について

【説明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採決】 非公開

議第22号 高島市教育委員会事務局職員等の人事について

【説明】 非公開

【質疑等】 非公開

【採決】 非公開

議第23号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案

【説明】 前田教育総務課長

本件は、3月19日開催の第3回定例会において議決いただいた高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、公布後に市長部局の組織体制が見直されたため、施行前に改正内容の一部を再改正するものである。

改正の内容は、市長部局の商工観光部内に観光振興局を設置し、観光振興に向けての体制強化を図るとともに、観光振興課を「観光ツーリズム課」と「観光施設マネジメント課」の2課に改められたことから、高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の付則において改正した高島市重要文化的景観整備活用委員会規則の一部改正をさらに一部を改正するものである。

3月19日に議決いただいた内容と、今回改正する内容をあわせて、令和8年4月1日に施行する。

【質疑等】

○橋本委員

前回の改正内容を確認したい。

○饗庭教育総務部長

教育委員会事務局組織体制の変更に伴う改正のほか、第2条の字句については、一体性をもってその言葉が使われる場合に使用する「・(なかつん)」よりも、今回は「および」が適切であろうという考えから、この機会に改正した。

第4条の字句についても、委員長は原則1人のため、「各」という意味合いが不要であることから、こちらもこの機会に削除した。

○橋本委員

業務内容は、変わらないのか。

○饗庭教育総務部長
変わらない。

【採 決】 可決

報告第7号 高島市高島B&G海洋センターの開館時間の変更について

【説 明】 加藤市民スポーツ課長

本件は、高島市高島B&G海洋センターの設置および管理に関する条例第12条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、高島B&G海洋センターの開館時間の変更について承認したので報告するものある。

変更する期間は、令和8年4月1日から4月30日までで、夜間を閉館とするものである。

変更する理由は、指定管理者の交代に伴い、利用者の安全を最優先に確保し、運営を円滑かつ安全に進めるため、4月は段階的な移行期間とし、日中のみの開館とする。

【質疑等】 なし

報告第8号 高島市今津屋根付き運動場サンルーフ今津ほか3施設の開場等の時間変更について

【説 明】 加藤市民スポーツ課長

本件は、高島市今津屋根付き運動場の設置および管理に関する条例第11条、高島市今津B&G海洋センターの設置および管理に関する条例第12条、高島市今津山村広場の設置および管理に関する条例第11条、高島市今津総合運動公園の設置および管理に関する条例第12条および高島市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、施設の開場等の時間変更を承認したので報告するものである。

年1回の電気設備点検を実施するため、令和8年4月13日に限り、施設の開場等の時間を午後4時または午後5時からとするものである。

【質疑等】 なし

閉会 教育長が第2回臨時会の閉会を宣言